東京都公安委員会告示第 ３０７２ 号

行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条第３項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令 和 ８ 年１１月１１日

東京都公安委員会

委員長　　廣瀬　道明

記

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名

運転免許証に記載の住所 東京都北区東十条６－１１－７－４０５　TOP赤羽
現住所　不明
氏名　　高田　英樹

２　送達する書類の名称

聴聞通知書

３　公示事項

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０４条の２第２項の規定に基づ送達を受けるべき者に対し、聴聞通知書を送付したが、所在が不明のため、当該聴通知書を送達することができないので、当該聴聞通知書は、警視庁運転免許本部において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者においては、出頭の上、受領されたい。